

神奈川県内における裁判員制度に関するよくある質問

裁判員制度は、平成21年5月21日にスタートしました。神奈川県内の裁判員裁判では、平成28年12月までの間に、531人へ判決が言い渡されました。

県民のみなさまのご協力に深く感謝いたします。

ここでは、横浜地裁本庁及び小田原支部（以下、横浜地裁）における裁判員制度の実施状況（統計データ、裁判員等経験者アンケート結果）に基づいて、よくある質問にお答えいたします。

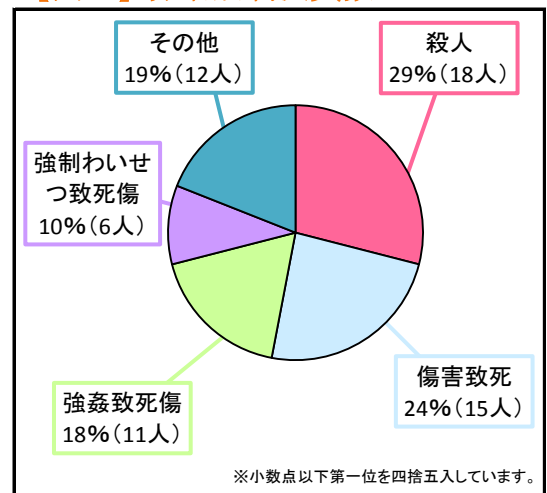
1 どんな事件の裁判をするのですか？

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死罪などがあります。

すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民のみなさんの負担が大きくなるため、国民のみなさんの意見を取り入れるのにふさわしい、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行っています。

横浜地裁では、平成28年1月から12月までに行われた裁判員裁判における判決人員（62人）の内訳を罪名別でみると、【図1】のとおりになっています。

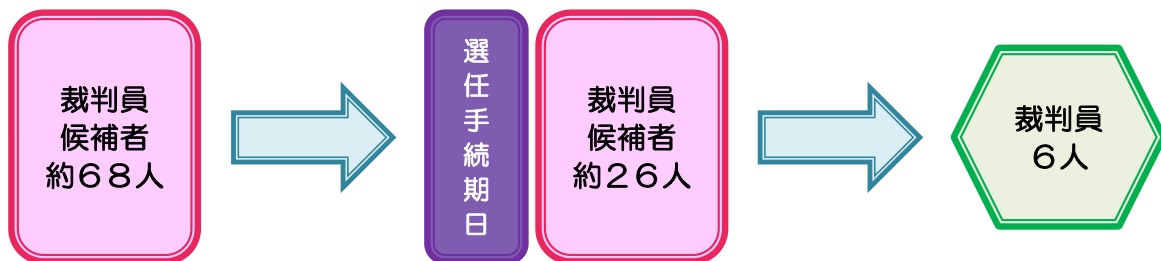
【図1】 罪名別判決員数



2 裁判員に選ばれる確率はどのくらいですか？

1事件あたりの平均で見ると、裁判員候補者として約68人の方に「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を発送していますが、このうち44%の方は、実際に裁判所にお越しただく前に辞退が認められています。また、裁判所で行われる選任手続期日当日には約26人の方にお越しただき、この中からくじで6人の裁判員（※）が選ばれました。

※ 事件によっては、裁判員6名の他に、数名の補充裁判員を選ぶことがあります。



■裁判員経験者の声■

- 誰にでも理解できる進め方で行われ、安心して手続きができた。
- DVDで説明を受けたので、手続きの進め方は分かり易かったと思います。
- 素人の質問にも、丁寧に答えてくれて、話し易くて良かったです。
- たいへんスムーズで感じが良かった（緊張しなかった）です。

3 裁判所へ行かなければならない日は、都合が悪いのですが。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載された日時にご都合がつかない方は、同封の「質問票」に具体的なお事情を記載して裁判所へご返送ください。

裁判員に選ばれた場合には、記載された全ての日に裁判所にお越しいただくこととなりますので、1日でもご都合がつかない場合には、裁判所にご事情をお知らせください。

裁判所は、質問票に記入していただいた内容を基に辞退が認められるかの判断をさせていただきます。辞退が認められた場合には、その旨の通知をお送りします。この場合、裁判所にお越しいただく必要はありません。

質問票の提出後にご都合がつかなくなった場合には、裁判所へご連絡ください。

4 選任手続では、どのようなことをするのですか？

選任手続では、事件の概要などを説明した後、裁判長から改めて裁判員になることについて差し支えがないかなど、いくつか質問をさせていただき、裁判員を選任する抽選を行います。

選任手続にかかる時間は、およそ**2時間程度**です。

裁判員に選ばれた方は、午前中に選任手続が行われた場合、その日の午後から裁判に参加していただく場合もございます。

なお、服装についてのきまりはありませんので、普通の服装でお越しただければ結構です。

(選任手続で使用する施設案内について、横浜地裁本庁は [こちら](#)。小田原支部は [こちら](#)。)

5 裁判員に選ばれなかった場合には、どうなるのですか？

裁判員に選ばれなかった方は、選任手続が終了した時点でお帰りいただけます。

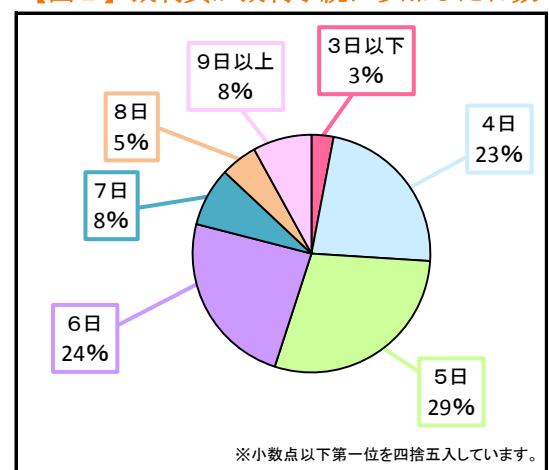
辞退が認められた方は、その年の別の事件で再び裁判員候補者に選ばれることがあります。

それ以外の方は、その年に別の事件で裁判員候補者に選ばれることはありません。

6 裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえませんが、横浜地裁では、【図2】のとおり、多くの事件が5日前後で終了しています。

【図2】裁判員が裁判手続に参加した日数



7 裁判員になったら、どんなことをするのですか？

1. 公判に立ち会う（審理）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判）に立ち会います。

公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

2. 評議、評決を行う

証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

3. 判決宣告に立ち会う

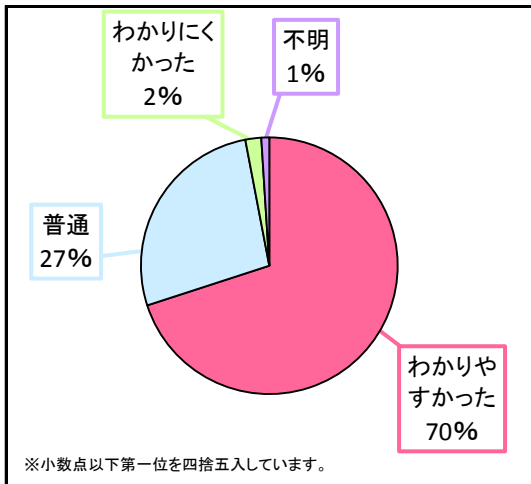
評決内容が決まると法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての仕事は終了します。

（裁判員が使用する施設案内について、横浜地裁本庁は [こちら](#)。小田原支部は [こちら](#)。）

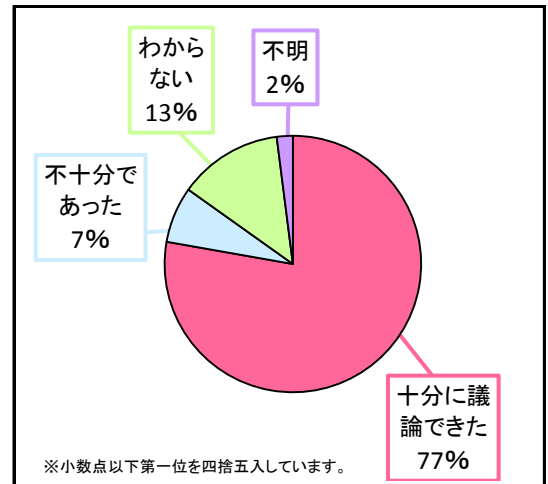
横浜地裁では、審理の内容については、70%の裁判員が「わかりやすかった。」と回答しています【図3】。

また、評議については、77%の裁判員が「十分に議論ができた。」と回答しています【図4】。

【図3】 審理内容のわかりやすさ



【図4】 評議における議論の充実度



■ 裁判員経験者の声 ■

○裁判官の方々が非常に分かりやすく説明してくださり、進行もスムーズであった。また、議論しやすい雰囲気をつくってくださったので、とても助かりました。

○進行や内容を具体的に説明され、また質問もしやすい環境であった。休憩についても評議、公判時間に鑑みると適当であったと思う。

○裁判員に必要な以上の負担をかけないようにとお気遣いいただいたと感じています。

○裁判員が初めてという事を配慮し、終始サポートしていただき、安心して評議に臨めました。

○大変良かったと思います。話しやすい雰囲気ですべて自由に述べることができました。人と違う意見でも自由に述べてくださいと最初におっしゃってくださったのが良かったです。

8 裁判をするのは責任重大で気が重いのですが。

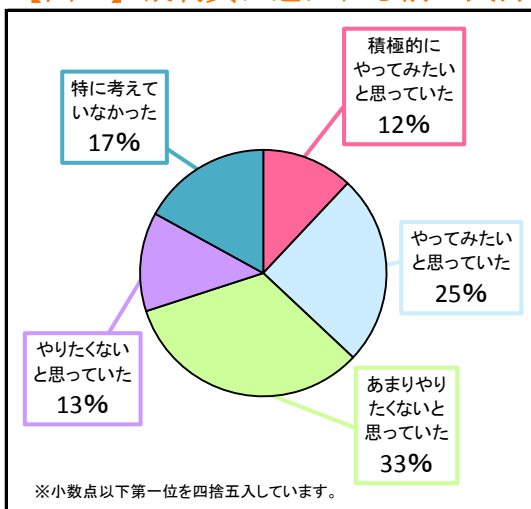
たしかに、刑事裁判は人の一生を左右するものですから、決して裁判員の責任が軽いものということではできません。

しかし、裁判員は1人だけで「裁く」ではありません。他の裁判員や裁判官とともに、いろいろな疑問や意見を出し合った上で、「一つのチーム」として、結論を出していくのです。有罪・無罪あるいは刑を決めるという判断は、安易に下せるものではありませんが、チームの全員が、真剣に議論した結果であれば、妥当な結論に至るはずです。

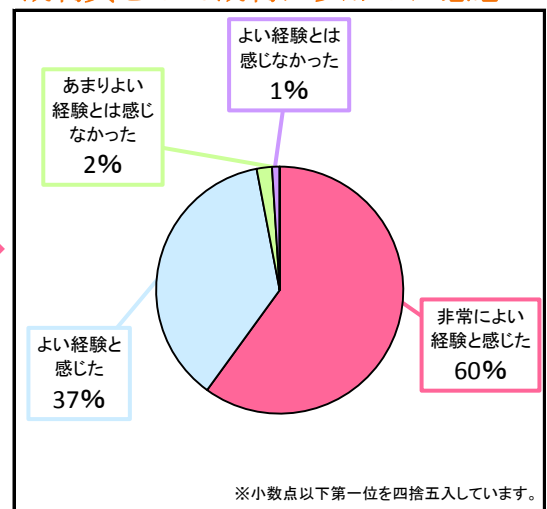
そのために裁判所は、裁判員の方々が充実した議論をしていただける環境整備に努めるとともに、不安を解消できるようにサポートしてまいります。

横浜地裁では、裁判員を経験された方のうち、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった。」又は「やりたくなかった。」と回答された方が合計46%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計97%の方が「非常によい経験と感じた。」又は「よい経験と感じた。」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます【図5】。

【図5】裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



■裁判員経験者の声■

○答えのない問題をとく中で、裁判官、裁判員の方のこれまでの人生を生きてきた経験を聞き、判決を下すということが、わたしにとってとても素晴らしい経験になりました。皆様と出会えたことに感謝です。

○司法への興味が深まった。事件の行為・動機・結果を理解し、判決が社会に与える影響を深く考えた。社会を構成する一員として今後生きていく中で、必ず役立つ経験だと思います。

○裁判員制度について理解することができましたし、一つの裁判が非常に丁寧に慎重に行われていることがよくわかりました。

○裁判所の元々のイメージは暗く、ギスギスしたものはありましたが180度変わりました。とても明るく、あたたかく、笑顔がありました。ありがとうございました。

○様々な方が集まり、一つの事件に対して、色んな面から話をすることができ、視野の広がる経験をしたと感じています。